

岡本の国会での答弁

177-衆-経済産業委員会-15号 平成23年07月27日

○柴橋委員 グリーンイノベーションの小委員会でもこれは大変大きな議題になりまして、現在、かつてはそういった事故もあったわけですが、大変技術が進んでいて、今は大変安全になってきているということでもありますので、早期にという今御答弁がございましたけれども、二十四年度の結論というの、二十四年度のおしりの方ということではなくて、早期に本当に結論を出して、我が国の蓄電池の開発をきちっと後押しする、こういったことに政府としてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

消防庁さん、お忙しいでしょうから、これで御退席ください。

次に、きょうは再生エネルギー法案の審議でございますが、エネルギー関連ということで、原子力災害における被災者の支援についても少し質問をさせていただきたいと思っております。

私、きょう、「がんばろう ふくしま！」というバッジをつけさせていただきました。先日、岡田幹事長と福島に行った際にちょうだいをして、これで福島をぜひ応援していこうという思いで、きょうはつけさせていただいております。

先月の一般質疑でも大臣に質問をさせていただきましたとおり、私は、今、党の仮設住宅建設促進チームの事務局次長をさせていただいていまして、仮設住宅の建設にこの間携わってまいりました。この仮設住宅の建設など被災者への支援というのは、これは厚生労働省さんの所管でありますけれども、災害救助法によって現在行われております。

二十四日の日曜日に、岡田幹事長に同行して、福島県の富岡町民の皆さんが入居しておられる仮設住宅で意見交換をさせていただきました。そこで出された御意見で大変私は印象的でありましたのは、地震や津波によって家を失った方は最後は故郷に帰ることができる、しかし、私たちは原発事故によって国に強制的に避難をさせられた、いつ帰ることができるのかわからないという大変悲痛な御意見をちょうだいいたしました。

今の災害救助法は、地震や津波で家を失った方と原子力事故によって避難をさせられた方、こういった方をあわせて被災者として支援を行っているわけでありまして、この応急救助という、災害救助法がまさに原子力災害における被災者の皆さんをどこまできちっとカバーできているのかという論点はあるかというふうに思います。

きょうは、大変お忙しい中、岡本大臣政務官にもお越しをいただきましたので、ぜひ厚生労働省の立場から、この災害救助法と原子力災害の支援という観点での御見解をいただきたいと思っております。

○岡本大臣政務官 今御質問いただきました災害救助法の考え方を御説明したいと思います。

災害救助法におきましては、地震、台風といったような自然災害、それから、例えば何らかの工場が大爆発するなどといったような人為的な災害、こういった災害の種別を問わず、発生直後から発生後間もない期間までの応急救助として必要となる共通の措置を迅速かつ適切に提供するものであります。

ちなみに、共通の措置とは何かといいますと、避難所の確保、炊き出しや飲料水の提供、医療や当面の住居場所としての、先ほど御指摘のありました仮設住宅の設置、こういったものが入ってくるわけでありまして。

したがって、今般の東日本大震災においても、津波被災地域からの避難者であるか、東京電力福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか、県内からの避難者か、県外からの避難者か、こういったようなことを問わず、災害救助法による応急救助が行われています。

ことしの四月四日には通知を出させていただいております、各都道府県に対しまして、災害救

助法の適用範囲については、「福島第一原子力発電所周辺区域からの避難者であるか否かに関わらず、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して全額求償することができる。このことにつきご留意願いたい。」こういう通知を出しておりますし、また、応急仮設住宅につきましても、その二で、「住家について直接被害がなくても、市町村長の避難指示等を受けた場合など、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には、全壊等により居住する住家を喪失した場合と同等とみなすことができること。」こういうふうにさせていただいているところであります。こういった趣旨をしっかりと皆さんに御理解いただいて、応急救助の必要な方には今後ともしっかりその救助を及ぼしていきたい、このように考えております。

○柴橋委員 重ねて御質問いたしますけれども、そうしますと、今の災害救助法では原子力災害における被災者の皆さんに対しては十分救助ができていているという御認識なのか、まだまだ足りない部分があるという御認識なのか、お答えいただきたいと思います。

○岡本大臣政務官 今御指摘にありました十分というのほどこまでというのはありますが、応急救助が必要な方で、まだその救助が届いていない方がお見えであるようでありましたら、もちろん、それぞれの方からお申し出をいただいて、それに応じて対応していかなければならないと考えておりますが、現に福島から避難をされている皆様方に、緊急として、当面の救助としての、応急救助としての、いわゆる避難所の提供等はできているし、また、食料や飲料水の確保といった観点でも、それは行き届いているというふうと考えております。